

自己負担限度額

(令和8年8月1日から適用)

表1 【70歳未満の方】

区 分 (課税対象所得額)	月単位の上限額 (世帯単位)		年単位の 上限額	食事療養費 標準負担額 ※5	区分
	3回目まで	4回目以降※1			
901万円超え (未申告者含む)	270,300円 + (医療費の総額 - 901,000円) × 1%	140,100円	168万円	550円 ※6	ア
901万円以下 600万円超え	179,100円 + (医療費の総額 - 597,000円) × 1%	93,000円	111万円		イ
600万円以下 210万円超え	85,800円 + (医療費の総額 - 286,000円) × 1%	44,400円	53万円		ウ
210万円以下	61,500円	44,400円	53万円		エ
住民税非課税	36,900円	24,600円	29万円	270円 ※7	オ

表2 【70～74歳の方】

区 分 (課税所得)		月単位の自己負担限度額			年単位の 上限額	食事療養費 標準負担額 ※5	区分
		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)	4回目以降 ※1			
現役並み所得者	Ⅲ 690万円以上 ※2	270,300円 + (医療費の総額 - 901,000円) × 1%		140,100円	168万円	550円 ※6	※8
	Ⅱ 690万円未満 380万円以上 ※2	179,100円 + (医療費の総額 - 597,000円) × 1%		93,000円	111万円		現役並み Ⅱ
	Ⅰ 380万円未満 145万円以上 ※2	85,800円 + (医療費の総額 - 286,000円) × 1%		44,400円	53万円		現役並み Ⅰ
	一般 145万円未満 (未申告者を含む)	22,000円 <年額 21.6万円>	61,500円	44,400円	53万円		※8
非課税	低所得Ⅱ ※3	11,000円 <年額 9.6万円>	25,700円	24,600円	29万円	270円 ※7	低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ ※4	8,000円	15,700円	-	18万円	130円	低所得Ⅰ

- ※1 4回目以降…………… 申請月を含めて過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合
- ※2 現役並み所得者… 高齢受給者証で負担割合が3割と表示されている方
- ※3 低所得Ⅱ…………… 住民税が非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方
- ※4 低所得Ⅰ…………… 公的年金収入が826,500円以下で、世帯主及び国保加入者全員の
各所得金額（給与所得にあっては10万円を引いた額）がいずれも0円の方
- ※5 食事療養費標準負担額…………… 一食あたりの患者負担額
- ※6 550円…………… 指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等は、**330円**
- ※7 270円…………… 長期入院の認定を受けると**220円**になります。
- ※8 この区分での認定証交付はありません。お持ちの高齢受給者証を提示してください。



お問合せ先 郡山市 国民健康保険課 給付係
電 話 024-924-2141

(平日8:30～17:15)

(作成日 令和8年6月1日)